

国 官 地 第 3 - 3 号
平成 1 3 年 2 月 1 5 日

最終改正 平成 2 2 年 1 0 月 7 日 国 地 契 第 3 3 号

各 地 方 整 備 局 長 等 あ て

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 長

建築工事監理業務委託契約書の運用基準の制定について

平成13年2月15日以降に締結する建築工事監理業務委託契約に係る建築工事監理業務委託契約書については、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国土交通省国官地第312号)をもって通知されたところであるが、その運用基準を左記のとおり定めたので、取扱いに遺憾なきを期せられたい。

記

対象業務関係

建築工事監理業務委託契約書は、工事監理業務を対象とする。

第2条関係

第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺憾のないよう措置すること。

第3条関係

- (1) 第1項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (2) 第2項の「○日」については、履行期間、業務の態様等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第4条関係

[注]において、契約の保証を免除する場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の

規定により契約書の作成を省略できる建築工事監理業務委託契約である場合

二 一般的な業務であって、業務の内容及び性格等から契約の保証の必要がないと認められる場合

第7条関係

第3項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の住所、委任し又は請け負わせた業務の内容、当該業務の担当責任者の名称等を含むものであること。

第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第14条関係

第4項は第2条第1項の特則を規定したものでなく、契約書でなく工事監理仕様書において権限が創設される調査職員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものである。

第16条関係

第2項の「増加費用」とは、中止期間中、業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するため労働者、機械器具等を作業現場に搬入する費用等をいう。

第20条関係

- (1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第13条、第14条第5項、第15条、第16条第2項、第17条第3項、第18条第1項、第19条第1項及び第2項並びに第29条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第13条においては、調査職員が履行の請求を行った日、第14条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第15条においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、第16条第2項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第17条第3項においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、第29条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

第21条関係

- (1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第13条、第14条第5項、第15条、第16条第2項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項及び第29条第2項の規定に基づくものをいう。

- (2) 第1項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項にいう「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第13条においては、調職職員が履行の請求を行った日、第14条第5項においては、工事監理仕様書の訂正又は変更が行われた日、第15条においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、第16条第2項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第17条第3項においては、工事監理仕様書等の変更が行われた日、第18条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第19条第3項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第29条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第13条、第15条、第16条第2項、第18条第2項、第19条第3項及び第29条第2項の規定に基づくものをいう。

第24条関係

第1項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第27条関係

第6項の「〇日」については、履行期間、業務の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第27条の2 関係

契約担当官等は、調達手続において契約書の案を競争参加者又は見積書を徴する相手方に掲示するときは、次に掲げる事項を了知させること。

- (1) 各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（〇年度〇％と割合で明示すること。）
- (2) 各会計年度における業務委託料の支払いの限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

第31条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、履行日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

第39条関係

本条を採用する場合には、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等紛争の処理に要する費用の負担について、あらかじめ定めておくこと。